

No.	管轄警察署	講習実施日	講習予定会場 (会場名・住所)
1	高千穂	6月6日(金)	高千穂町自然休養村管理センター (西臼杵郡高千穂町大字三田井1498)
2	えびの	6月11日(水)	えびの市文化センター (えびの市大字大明司2146-2)
3	宮崎北①	6月19日(木)	宮崎県立芸術劇場 (宮崎市船塚3丁目210)
4	宮南①	6月26日(木)	宮崎県立芸術劇場 (宮崎市船塚3丁目210)
5	日向①	7月3日(木)	日向市文化交流センター (日向市中町1-31)
6	西都	7月10日(木)	西都市文化ホール (西都市小野崎1-76)
7	延岡①	7月16日(水)	延岡総合文化センター (延岡市東浜砂町611-2)
8	都城①	7月22日(火)	都城市総合文化ホール (都城市北原町1106-100)
9	宮崎北②	7月30日(水)	宮崎県立芸術劇場 (宮崎市船塚3丁目210)
10	日南	8月5日(火)	南郷ハートフルセンター (日南市南郷町中村乙7051-25)
11	串間	8月8日(金)	串間市文化会館 (串間市西方6524-58)
12	都城②	8月19日(火)	都城市総合文化ホール (都城市北原町1106-100)
13	宮崎南②	8月26日(火)	宮崎県立芸術劇場 (宮崎市船塚3丁目210)
14	小林	9月3日(水)	小林市文化会館 (小林市駅南232)
15	都城③	9月11日(木)	都城市総合文化ホール (都城市北原町1106-100)
16	宮北③	9月17日(水)	宮崎県立芸術劇場 (宮崎市船塚3丁目210)
17	高岡	9月24日(水)	綾町公民館文化ホール (東諸県郡綾町大字南俣546-1)
18	延岡②	10月8日(水)	延岡総合文化センター (延岡市東浜砂町611-2)
19	高鍋	10月16日(木)	高鍋町中央公民館 (児湯郡高鍋町大字上江8113)
20	宮北④	10月23日(木)	宮崎県立芸術劇場 (宮崎市船塚3丁目210)
21	日向②	10月30日(木)	日向市文化交流センター (日向市中町1-31)
22	都城④	11月4日(火)	都城市総合文化ホール (都城市北原町1106-100)
23	宮北⑤	11月7日(金)	宮崎県立芸術劇場 (宮崎市船塚3丁目210)
24	宮南③	11月12日(水)	宮崎県立芸術劇場 (宮崎市船塚3丁目210)
25	最終	12月17日(水)	宮崎県立芸術劇場 (宮崎市船塚3丁目210)
合 計		25会場	

※ 受付時間 08:30～09:20
[宮崎北・南地区・最終 09:20～10:00]

○最新の講習日程は宮崎県交通安全協会のホームページでご確認下さい。

令和7年度

安全運転管理者
副安全運転管理者

講習のしおり



協見・ぼんやり運転等の追放

宮崎県公安委員会

講習受託機関

一般財団法人 宮崎県交通安全協会

講習案内

◎ 受講については、次の点に注意していただき、誤りのないようお願いします。

◆ 受講の日時・場所

同封の安全運転管理者等講習通知書に記載している講習の日時・場所で受講してください。

(やむを得ず、指定期日に受講できない場合は講習日程表により最寄りの会場で受講してください。)

受講できなかった場合は、宮崎市で開催する未受講者を対象とした最終の講習会で必ず受講してください。)

事前に宮崎県交通安全協会のホームページで最新の講習日程表をご確認ください。

※ 都合により受講日時・場所を変更される場合の連絡は必要ありません。

◆ 受講の手続き

◎ 受講申出の受付は当日、講習会場で行いますので、同封の講習受講申出書に所要事項を記載して、係員に提出してください。

※ 受付：午前8時30分から午前9時20分まで
(注：宮崎北・宮崎南及び最終講習は午前9時20分から午前10時まで)

なお、講習受講申出書の下欄(証紙貼付箇所)に講習手数料として県収入証紙5,100円を貼ってください。

(注) 収入印紙ではありません。)

※ 講習手数料は県の歳入となります。

◎ 割印はせず、証紙が重ならないようにしてください。

◎ 安全運転管理者制度は、事業所における安全運転の確保を図ることを目的に、乗車定員11人以上の自家用乗用車にあっては1台、その他の自動車にあっては5台(自動二輪車は0.5台として計算)以上使用している事業所(自動車運転代行業にあっては台数にかかわらず)について、自動車の使用の本拠地ごとに安全運転管理者を置かなければならないことになっています。更に、使用する自動車の台数が20台以上(自動車運転代行業にあっては10台以上)の使用の本拠地ごとに台数に応じた副安全運転管理者を置くこととなっています。

◎ 安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の使用者(事業主)は宮崎県公安委員会から講習の通知を受けたときは必ず受講させなければならなりません。

◎ 宮崎県公安委員会では、安全運転管理者等講習を県下各地で開催することにより、

各事業所におかれましては、業務ご繁忙のことは存じますが、ぜひ安全運転管理者等を受講させていただきますよう、何卒のご高配をお願いいたします。

◆ 代理受講は認められません。必ず安全運転管理者、副安全運転管理者が受講してください。

※ 安全運転管理者等の変更届

安全運転管理者等が替わった場合には、速やかに所轄警察署で手続きをとってください。(講習会場では変更できません。)

◆ 携行品

講習会場には、次の携行品を必ず持参してください。

- (1) 講習通知書
- (2) 安全運転管理者等講習受講申出書
- (3) 受講事業所確認票
- (4) 運転免許証等の身分証明書

(受講者が本人であることを確認するのに使用します。)

- (5) 県収入証紙 5,100円

事前にお近くの売りさばき所(各地区交通安全協会等)でご購入ください。講習会場でも販売いたします。

(6) 筆記用具

◆ 講習の時間と科目

宮崎県公安委員会規程に基づき、6時間の講習を行います。

講習内容は、交通事故の現状及び交通安全の知識、安全運転管理業務等についてです。

講習を途中で退席されますと受講したことになりませんので、後日、再受講していただきます。

◆ 受講の証明

講習を終了した安全運転管理者等には、安全運転管理者等講習修了証をお渡します。

◆ 受講しなかった場合

講習を受けなかった事業所については、公安委員会が事業所又は安全運転管理者に対し、安全運転管理者に必要な報告・資料の提出を求める場合があります。

◆ 受講上の注意

- (1) 講習開始直前は、受付が混雑しますので早めにお越しください。
なお、講習開始後は受付できませんので遅れないようにしてください。
- (2) 講習会場によっては、駐車施設が十分でないところがあります。
公共交通機関を利用するか、送迎を依頼するなどして、できるだけ自家用車の利用は控えて下さい。
- (3) 昼食は弁当をお持ちいただくか、講習会場または付近の食堂等を利用してください。
- (4) 他の受講者の妨げとなるような行為や、講習と関係のない行為はやめて下さい。
講習担当の指示に従わない受講者は、警察に通報します。

◆ お問い合わせ

◎ 安全運転管理者・副安全運転管理者の選任(解任)手続きについては最寄りの警察署にお問い合わせください。

○ 通知書に関するお問い合わせ
(一財)宮崎県交通安全協会

☎ 0985-35-6231

○ 講習に関するお問い合わせ

宮崎県警察本部 交通企画課

☎ 0985-31-0110 内線 5024

※ 講習日程は、宮崎県交通安全協会のホームページで公開しています。

